

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

## (櫛形健康センター／令和 2 年 9 月 1 日改訂)

### 1. 3密の回避

#### (1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ① 換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- ② 施設利用の際は、窓を開放したままで利用できる場合や網戸が設置してある窓については常時開放する。必要があれば、出入り口の扉も開放する。

#### (2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 利用人数の上限を設定し制限を行う。
- ② 集客を目的とするイベントは実施しない。
- ③ 複数の貸室の予約のある場合は、開始時間及び終了時間をずらし、密集が生じないようにする。
- ④ 利用予定時間の短縮を促し、滞在時間の短時間化を図る。
- ⑤ 近距離での会話や発声を避け、最低 2 m の対人距離を確保する。

#### (3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 貸室利用時は、机（45 c m × 180 c m）1 脚に一人掛けとすることを徹底し、机を使用しない場合には、一人当たりの専有面積を最低 3 m<sup>2</sup>とする。
- ② 受付窓口にアクリル板を設置し、遮断を行う。また、現金等を扱う場合は、受渡用のコイントレイを使用する。
- ③ 近距離での会話や発声を避けるため、共有スペース（ロビー等）の滞留を禁止する。
- ④ 休憩の際は他の人との間隔を 2 m 以上確保する。
- ⑤ 施設内は右側通行とする。

## 2. 体調確認の徹底

### (1) 体調のチェック

- ① 職員は出勤前に検温・体調確認を行うとともに、業務開始前にも再検温させる。
- ② 利用者に対して、発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入館しないように呼びかけるとともに、入館時に体調確認を行う。

## 3. 飛沫・接触感染防止対策

### (1) マスクの着用、手指の消毒の実施

- ① 職員はマスクを必ず着用するとともに、利用者に対してもマスクの着用を周知する。
- ② 職員は定期的に、利用者は入館時に、手指の消毒を実施する。(入口に消毒液を設置)

### (2) 清掃・消毒の実施

- ① 不特定多数の人が接触する場所(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタン、トイレの便座、洗浄レバー)は定期的に清拭消毒する。
- ② 利用者向けのゴミ箱は設置しない。残されたゴミがあった場合には、鼻水や唾液などが付いている可能性があるため、マスク、手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。回収(処理)後は石鹸で手指を洗う。

### (3) トイレの衛生管理の徹底

- ① トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ② 複数ある小便器は、1つおきに使用するよう表示する。

## 4. 市外在住者の利用制限(市外からの利用者の入館拒否)

○ 入館前の体調管理に併せて、身分証等で住所を確認し、市外者の場合には入館をお断りいただく。

## 5. ガイドライン遵守の確認

○ ガイドラインを遵守することとし、各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行うと共に、施設所管課へ（一週間分）チェックリストを提出する。

## 6. 施設ごとの注意点等

### (1) 楡形健康センター

#### ① 開館時間（3部制）

- ・ 9：00～12：00
- ・ 13：00～17：00
- ・ 18：00～21：00

#### ② 利用時間について

- ・ 1回の利用時間は2時間以内とする。

#### ③ 利用について

- ・ 市内の個人及び団体（市内在住者が半数以上の構成）とし、利用毎に利用者名簿を提出してもらう。
- ・ 上記以外の申請があった場合には、事前に所管課の承認を得て適当と認めた団体とする。
- ・ 1F多目的ホールにおいては最大30名
- ・ 2F大会議室においては最大35名
- ・ 1F小会議室においては最大13名
- ・ 2F生活指導室（和室）においては最大15名
- ・ 栄養指導室（調理室）においては最大10名

#### ④ エレベーターについて

- ・ 利用は1回につき、一人とし、複数人での利用は禁止とする。

#### ⑤ 備品の貸し出しについて

- ・ 椅子および長机のみとする。
- ・ ヨガマット等の貸し出しは行わず、持参していただく。
- ・ 利用後は拭き取りし、拭き取ったものは袋に入れ密封し、捨てる。